省　令

○農林水産省令第三十二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十三条第一項の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月一日

農林水産大臣　山本　有二

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものから農業委員会に対し、その農地について耕作の事業の継続が困難であり、かつ、法第三十三条第二項において読み替えて準用する法第三十二条第三項の規定による公示が必要である旨の申出があつたもの

三　その農地に係る農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第一号に掲げる権利に限る。）の残存期間が一年以下であつて、農地中間管理機構が過失がなくてその農地の所有者（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地について二分の一を超える持分を有する者）を確知することができないもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百八十六号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条の規定により公示した登録外国適合性評価機関について、名称変更があったので次のとおり告示する。

平成二十九年六月一日

総務大臣　山本　早苗

変更後の登録外国適合性評価機関の名称	変更前の登録外国適合性評価機関の名称
CTC advanced GmbH	CETECOM ICT Services GmbH
TÜV SÜD BABT	BABT
Element Materials Technology Warwick Ltd	TRaC Telecoms & Radio Ltd

○総務省告示第百八十七号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる登録について、同条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年六月一日

総務大臣　山本　早苗

1　名称　Curtis-Straus, LLC

2　登録年月日　平成29年1月24日

3　住所　One Distribution Center Circle, Suite #1, Littleton, MA 01460, アメリカ合衆国

4　登録に係る区分　電波法（昭和25年法律第131号）第38条の2の2第1項第1号に掲げる事業の区分

Curtis-Straus, LLC	213

○総務省告示第百八十八号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月一日

総務大臣　山本　早苗

第一項の表中「CETECOM ICT Services GmbH」を「CTC advanced GmbH」に、「BABT」を「TÜV SÜD BABT」に、「TRaC Telecoms & Radio Ltd」を「Element Materials Technology Warwick Ltd」に改め、同表に次のように加える。

○総務省告示第百八十九号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百四十号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月一日

総務大臣　山本　早苗

第三号の表中「CETECOM ICT Services GmbH」を「CTC advanced GmbH」に、「TRaC Telecoms & Radio Ltd」を「Element Materials Technology Warwick Ltd」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年六月一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五二二七	二九、五、一二	前嶋　章宏
五二二八	二九、五、一二	弦巻　美佳
五二二九	二九、五、一二	小林　祐士
五二三〇	二九、五、一二	伊藤　江梨
五二三一	二九、五、一二	木下　政昭
五二三二	二九、五、一二	宮岡　秀峰
五二三三	二九、五、一二	曽根　隆寛
五二三四	二九、五、一二	久米　和夫
五二三五	二九、五、一二	中鳥　洋祐
五二三六	二九、五、一二	尾田　吉隆

○法務省告示第二百八十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十九年六月一日

法務大臣　金田　勝年

東京法務局所属　中田　和範
静岡地方法務局所属　笠原　久江
名古屋法務局所属　佐藤　真弘
山形地方法務局所属　榮　孝也
高松法務局所属　政岡　克俊

○法務省告示第二百八十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年六月一日

法務大臣　金田　勝年

住所　兵庫県芦屋市山手町28番26号
徐基光　昭和33年2月15日生

住所　兵庫県尼崎市道意町6丁目7番地2
臧春英　昭和52年1月15日生

住所　兵庫県姫路市北条宮の町255番地
李重徹　昭和39年11月27日生

金訓子　昭和43年11月19日生

李拓実　平成8年2月12日生

李英恵　平成13年2月21日生

住所　兵庫県姫路市網干区田井215番地9
朴埔煥　昭和52年8月10日生

住所　兵庫県姫路市勝原区宮田640番地2
朴伸明　昭和58年9月22日生

住所　三重県四日市市日永西3丁目4番18号
李美惠子　昭和50年1月18日生